～コロナウイルスに負けるな～

小国町商工会**activation**事業補助金実施要領

（活性化）

令和2年4月1日

小国町商工会

（定義）

第１条　この要領において、「商工会」、「補助事業者」、「補助事業」とは、次の

とおりに定めるところによる。「商工会」とは、小国町商工会をいう。「補

助事業者」とは、商工会が補助金の公募を行い、商工会が別に定める審

査基準に基づく審査で採択した小国町商工会員をいう。「補助事業」とは、

コロナウイルスに負けるな！小国町商工会activation事業をいう。

（目的）

第２条　新型コロナウイルスにより需要減少の影響を大きく受ける小国町商工

会員に対し経営計画の作成と一体となった経営支援により需要減少を少

しでも打破することを目的として小国町商工会員が使用する店舗改装及

び機械装置器具備品の購入等に補助を行う。また、店舗改装委託業者及

び機械装置器具備品の購入先等について小国町商工会員限定とすること

により小国町商工会員の経営力強化も併せて目的とする。

（補助金額）

第３条　予算の範囲内で10万円を上限として、補助対象事業費（税抜額）の2

分の1を補助とする。但し、申込みが多数であった場合は、申込数割とし

ます。

（補助事業対象経費）

第４条　補助事業対象経費は、別表1のとおりとする。

（対象者）

第５条　小国町商工会員とする。但し、商工会費及び各種手数料等の滞納が無

い会員とする。

（実施期間）

第６条　事業実施期間は、交付決定を行った日から補助事業者が小国町商工会

activation事業補助金事業計画書に記載した事業完了予定日（最長、事

業実施期限である令和2年12月31日まで）までとする。

（申請書類）

第７条　本事業に係る申請について次の書類提出を必要とする。

　　　１．小国町商工会activation事業補助金申請書（様式第1号）

　　　２．小国町商工会activation事業補助金事業計画書（様式第2号）

　　　３．小国町商工会activation事業補助金経費明細書（様式第3号）

　　　４．工事請負契約書、見積書等

　　　５．個人情報の承諾書（様式第4号）

（受付期間）

第８条　受付期間は、令和2年4月1日から令和2年5月29日までとする。

但し、受付期間であっても予算が無くなり次第、受付終了となる場合もある。

（審査会）

第９条　名称は『小国町商工会activation事業補助金審査会』と称し、その構

成は、小国町商工業活性化事業審査委員会に準じて行う。なお、審査会は不定期とし必要に応じて開催することとする。

（交付決定通知）

第１０条　商工会は、小国町商工会activation事業補助金申請書の提出があっ

　　　　たときは、審査のうえ採択の場合は「令和2年度小国町商工会

activation事業補助金交付決定通知書」を通知し、不採択の場合は「令

和2年度小国町商工会activation事業補助金不採択通知書」を通知す

るものとする。

（実績報告）

第１１条　補助事業者が補助事業完了したときは、その日から起算して30日を

経過した日、又 は令和3年1月29日のいずれか早い日までに次の令

和2年度小国町商工会activation事業補助金実績報告必要書類を商工

会に提出しなければならない。

１．小国町商工会activation事業補助金に係る実績報告書（様式第5号）

２.小国町商工会activation事業補助金支出内訳書（様式第6号）

（補助金額確定）

第１２条　商工会は、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、

その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及び

これに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額

を確定し、「小国町商工会activation事業補助金確定通知書」を補助事

業者に通知する。

（補助金支払）

第１３条　補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後に支払う

ものとする。補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、「小

国町商工会activation事業補助金精算払請求書（様式第7号）」を商工

会に提出しなければならない。

（交付決定取消）

第１４条　商工会は、補助事業者より補助事業の中止若しくは廃止の申請があ

った場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全

部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

１．補助事業者が、法令、要綱又は法令若しくは要綱に基づく商工会

の処分又は指示に違反した場合。

２．補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

３．補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行

為をした場合。

４．交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一

部を継続する必要がなくなった場合。

５．補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記

載事項が真正でないことが 判明した場合。

６．補助事業者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律に定める暴力団をいう。）及び過去に暴力団に属していた、

類似する団体等に加入していた場合。

７．補助事業者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的

又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員

を利用するなどしているとき。

８．補助事業者が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は

便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に

協力し若しくは関与しているとき。

９．補助事業者が実施期限の日までに補助事業を完了しなかった場合。

１０．補助事業者が期限内に「令和2年度小国町商工会activation事業

補助金実績報告書他必要書類」の提出を怠った場合。

（補助金返還）

第１５条　商工会は、補助事業者が交付決定取消となった場合に既に補助金が

交付されているときは、当該補助金の全額返還を命ずる。補助金の返

還期限は、当該命令のなされた日から20日以内として期限内に納付が

ない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて

年利10．95％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

 　（個人情報の取扱い）

第１６条　個人情報の取扱いについて次の各号のとおりとする

１．補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個

人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その

他の記述）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わな

ければならない。

２．補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取

り扱いを外部に委託する場合 等を除く。）に提供し、又はその内

容を知らせること。

（２）個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複

製し、又は改変すること。

３．個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の

管理の状況についての検査に関 する事項等の安全管理に必要な事

項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の 個

人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４．補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本

条に係る違反等の事実を認識し た場合には、直ちに被害の拡大防止

等のため必要な措置を講ずるとともに、商工会に当該事実が発生し

た旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別され

ることとなる特定の個人）へ の対応等について直ちに報告し、商工

会の指示に従わなければならない。

５．補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集又は作成した個人情報

については、個人情報の保護に 関する法律（平成15年法律第57号）

に基づいて取り扱うこととする。

（その他）

第１７条　１．令和2年度小国町商工会activation事業補助金を採択された補

助事業所については、令和4年度まで申請することができない（令

和5年度から可）

２．本要領に定めのない事項については、小国町商工会長及び小国

町商工会副会長が協議し定めることとする。

附則　この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（補助事業対象経費）

１．機械装置器具備品費

（例１）新商品を陳列するための棚の購入

（例２）売上管理業務効率化に向け新たにＰＯＳレジソフトウェアを購入

２．広報費

（例１）販促用チラシの作成、送付

（例２）新たな販促用ＰＲ（マスコミ媒体で広告、ウェブサイトで広告）

（例３）ネット販売システムの構築

３．展示会等出展費

（例）国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加

４．開発費

（例）新商品の開発

５．借料

（例）商品ＰＲイベント会場借上

６．専門家謝金・旅費

（例）新商品開発に向けて専門家からの指導料及び旅費

７．委託費

（例）新商品開発に伴う成分分析の依頼

８．外注費

（例）店舗改装

（注意１）①不動産の購入・取得に該当するものは不可。

②住居改装は不可

③借入金の利息は不可

（注意２）小国町の特産品等を熊本県外へＰＲのための展示会等出展費及び借

料、小国町の特産品になりえる開発費や委託費、専門家謝金・旅費

に関して小国町商工会員で対応不可能な場合については小国町商工

会員外でも可能とします。